

## 板橋区行政支援員設置要綱

(令和元年11月25日区長決定)

### (目的)

- 第1条 この要綱は、区行政の効率化とサービス向上を図るため、会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年板橋区規則第41号。以下「会計年度任用職員任用規則」という。）に基づき、行政支援員の設置及びその取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 行政支援員の取扱いについては、法令等に別の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

### (職務)

第2条 行政支援員は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 区行政事務に関すること。
- (2) 前号に付随する事項。

### (設定数)

第3条 行政支援員の設定数は、16人以内とする。

### (対象者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者が令和2年4月1日付に任用される行政支援員となる。

- (1) 板橋区再雇用職員設置要綱（昭和54年2月10日区長決定）に基づき、令和2年3月31日時点で板橋区再雇用職員に任用されている者（以下「再雇用職員」という。）
  - (2) 板橋区一般職員勸奨退職実施要項（平成8年12月24日区長決定）に基づき、平成31年3月31日付で勸奨を受けて退職した者（以下「勸奨退職者」という。）
- 2 次条の規定による任用若しくは再度の任用をされなかった者、第7条第2項の規定による任期の更新をされなかった者又は任期の途中で解職された者（自己都合により退職した者を含む。）については、行政支援員となることはできない。

### (任用)

第5条 行政支援員は、前条の対象者であり、かつ、次の各号に該当する者のうちから、選考により区長が任用する。

- (1) 再雇用職員の任期中又は勸奨退職者の退職前の勤務実績が良好であること。
  - (2) 職務の遂行に必要な知識及び技能を有していること。
  - (3) 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。
- 2 任用に当たっての選考の方法は、総務部長が別に定める。
- 3 会計年度任用職員任用規則第3条第5項の規定による公募によらない再度任用の上限回数は、再雇用職員として更新された回数を含めて4回とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、任用時に年齢が60歳前である者については、年齢が60歳に到達する年度の末日を任用の限度とする。
- 5 第3項及び前項の規定にかかわらず、平成17年12月31日以前に区の正規職員を退職している者については、年齢が65歳に到達する年度の末日を任用の限度とする。
- 6 第3項、第4項及び前項により、任用の限度を迎えた職については、その後任用を行わない。
- 7 行政支援員の任用は、発令通知書（別記第1号様式）による。
- 8 行政支援員の任用に当たり、勤務条件通知書（別記第2号様式）を交付する。

### (任用決定者の提出書類)

第6条 行政支援員として任用される者は、あらかじめ次の書類を提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) その他総務部人事課長（以下「人事課長」という。）が必要と認める書類

### (任期)

第7条 行政支援員の任用及び任期の更新に当たり、区長は、職務の遂行に必要なかつ十分な

任期を定めるものとする。

- 2 区長は、行政支援員の勤務実績が良好の場合には、会計年度においてその任期を更新することができる。

(分限)

第8条 行政支援員に対する分限は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の方限に関する条例（昭和35年板橋区条例第14号）の定めるところによる。

(懲戒処分)

第9条 行政支援員に対する懲戒処分は、地方公務員法及び職員の方限に関する条例（昭和35年板橋区条例第15号）の定めるところによる。

(服務)

第10条 行政支援員の服務は、東京都板橋区処務規程（昭和44年板橋区訓令甲第2号）の定めるところによる。

(勤務時間等)

第11条 行政支援員の勤務時間等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 勤務日数は月16日とし、勤務日は勤務実態に応じて所属する部署の課長等（以下「所属長」という。）が定める。
  - (2) 勤務時間は、1日につき8時間45分とする（次号の休憩時間を含む。）。
  - (3) 休憩時間は、1日1時間とする。
  - (4) 勤務時間及び休憩時間の割振りは、勤務実態に応じて所属長が定める。
- 2 前項に定めるもののほか、行政支援員の勤務時間等に関することは、会計年度任用職員の方限に関する規則（令和元年板橋区規則第40号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）の定めるところによる。

(勤務場所)

第12条 行政支援員の勤務場所は、人事課長が定める。

(休暇等)

第13条 行政支援員の休暇等は、会計年度任用職員勤務時間規則の定めるところによる。

(職務に専念する義務の免除)

第14条 行政支援員における職務に専念する義務の免除は、職員の方限に関する条例（昭和35年板橋区条例第17号）、職員の方限に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第14号）等の定めるところによる。

(給与及び費用弁償)

第15条 行政支援員の給与及び費用弁償は、会計年度任用職員の方限に関する条例（令和元年板橋区条例第21号）及び会計年度任用職員の方限に関する条例施行規則（令和元年板橋区規則第39号）の定めるところによる。

(公務災害補償等)

第16条 行政支援員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）、特別区非常勤職員の方限に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

(社会保険等)

第17条 行政支援員に対する社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところによる。

(研修)

第18条 行政支援員に対し、職務遂行上必要な知識及び技能を習得するための研修を実施

する。

(健康診断等)

第 19 条 行政支援員の健康診断等については、板橋区職員健康管理規則（昭和 59 年板橋区規則第 10 号）の定めるところによる。

(人事評価)

第 20 条 行政支援員の人事評価については、板橋区人事評価規程（平成 8 年板橋区訓令第 20 号）の定めるところによる。

(委任)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、人事課長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。